



2025年3月21日

各位

会社名 nmsホールディングス株式会社

代表者名 代表取締役社長 河野 寿子
(コード：2162 東証スタンダード)

問合せ先 経理部長 川村 岳生
(TEL：03-5333-1711 (代表))

(開示事項の経過)

株主による自己株式の処分の差止め仮処分の申立て却下の決定に関するお知らせ

当社が、2025年3月10日開催の取締役会において決議いたしました、株式会社ワールドホールディングス（以下、ワールドホールディングス）を処分先とする第三者割当による自己株式の処分（以下、本第三者割当）について、2025年3月19日付「株主による自己株式の処分の差止め仮処分の申立てに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社の株主から当該自己株式の処分の差止め請求に係る仮処分の申立て（以下、本申立て）がなされておりましたが、本日、東京地方裁判所は本申立てを却下する旨の決定（以下、本却下決定）を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本却下決定に至った経緯

当社による本第三者割当について、当社株主である小野文明氏より、本第三者割当は、経営を担当している取締役等又はこれを支持する特定の株主の経営支配権を維持することを主要な目的としており、会社法第210条第2号に定める「著しく不公正な方法」によるものに該当するとして、2025年3月17日、東京地方裁判所に本申立てがなされておりました。

これに対して、本日、東京地方裁判所は、本申立ては理由がないとして、本申立てを却下する旨の決定を行いました。

2. 本申立てをした株主の概要

(1) 名 称	小野 文明
(2) 所 在 地	神奈川県横浜市都筑区
(3) 所 有 株 式 数 (所 有 比 率)	3,638,000 株 (23.23%)

(注) 所有比率は、2024年9月30日現在の株主名簿を基準として発行済株式総数（同日現在の自己株式6,067,900株、2025年2月28日付で当社が同氏より無償取得した42,000株及び2025年3月7日付で当社が当社取締役より無償取得した20,000株を除きます。）に対する保有株式数の割合を記載しております。

3. 本却下決定を行った裁判所及び年月日

(1) 本却下決定を行った裁判所

東京地方裁判所

(2) 本却下決定があった年月日

2025年3月21日

4. 本却下決定の内容

(1) 本申立てを却下する。

(2) 申立費用は債権者（小野文明）の負担とする。

5. 今後の見通し

2025年3月10日付プレスリリース「資本業務提携、第三者割当による自己株式の処分並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は2025年3月10日開催の取締役会において、ワールドホールディングスとの間で、資本業務提携（以下、本資本業務提携）を行うこと、本第三者割当及び、ワールドホールディングスとの間で本資本業務提携を定める契約（以下、本資本業務提携契約）を締結することについて決議しました。当社は、本却下決定を受け、当該決議のとおり本資本業務提携及び本第三者割当を実施する予定です。

なお、当社は、本第三者割当を適法かつ適正なものであると確信しており、本却下決定は、当社の主張を認める妥当な判断であると考えておりますが、小野文明氏より、本却下決定に対して即時抗告等が行われる可能性があります。したがって、今後とも、当社から開示される情報に十分ご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

以上